

施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

1 施設等の整備目標数・サービス目標量等

日常生活圏域につきましては、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域をいい、介護保険事業計画において設定することとなっています。

「第6章 3 日常生活圏域の設定」で記載のとおり、大阪市におきましては、第7期計画からは、これまでの行政区から、各地域包括支援センターが担当する圏域を日常生活圏域としています。

地域密着型サービスにつきましては、住み慣れた地域での生活を支えるためのもので、基本的には日常生活圏域内に拠点をおいて、サービスを提供するものではありませんが、大阪市の場合には、人口が密集しているとともに交通網が発達しており、各事業所のサービス提供エリアは日常生活圏域よりも広域であることから、整備エリアにつきましては、第6期計画と同様に行政区単位を基本として設定しサービス目標量を見込んでいます。

なお、介護老人福祉施設等の施設サービスや居宅サービスについては、市域全体（市単位）をサービスの提供単位としてサービス目標量を見込んでいます。

(1) 施設等の整備目標数

介護保険施設の整備目標（年度末定員数）

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	13,900	14,200	14,500
うち地域密着型介護老人福祉施設	396	483	541
介護老人保健施設	8,050	8,050	8,200
介護医療院	57	57	133
介護療養型医療施設	279	279	219

居住系サービスの整備目標（年度末定員数）

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	4,764	5,030	5,296
特定施設入居者生活介護	9,595	9,905	10,215
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	150	179	237

地域密着型サービスの必要利用定員総数（整備目標数）

	小規模多機能型 居宅介護			認知症対応型 共同生活介護				地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護			地域密着型 特定施設入居者 生活介護		
	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)		平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)	平成30 年度 (2018)	平成31 年度 (2019)	平成32 年度 (2020)
北区	72	86	100	113	145	177	北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	78	78	107	29	29	58
都島区	87	96	105	190	192	193							
福島区	40	51	62	85	98	111							
此花区	108	108	108	111	123	135							
中央区	58	62	67	99	108	117							
西区	33	49	65	80	97	114							
港区	83	88	94	128	147	166	福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	29	87	87	29	29	29
大正区	114	114	114	128	139	150							
天王寺区	57	60	62	91	101	110							
浪速区	51	52	53	99	99	99							
西淀川区	90	96	102	169	175	181							
淀川区	124	148	171	280	291	302							
東淀川区	194	194	194	308	310	311	中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	84	113	113	24	53	53
東成区	72	80	88	154	155	157							
生野区	233	233	233	370	370	370							
旭区	99	106	114	151	176	202							
城東区	132	156	180	250	284	318							
鶴見区	103	104	105	145	165	186							
阿倍野区	90	104	117	195	202	208	住之江区 住吉区 西成区	58	58	87	21	21	50
住之江区	114	132	151	202	233	265							
住吉区	176	177	177	306	310	314							
東住吉区	155	157	159	336	336	336	阿倍野区 東住吉区 平野区	147	147	147	47	47	47
平野区	191	211	231	443	443	443							
西成区	150	162	174	331	331	331							
合計	2,626	2,826	3,026	4,764	5,030	5,296	合計	396	483	541	150	179	237

上記の地域密着型サービスについては、整備エリア毎の必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行う。

(2) 介護保険給付サービス目標量

介護保険の給付サービスは、要介護1から要介護5と認定された人が受ける介護サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける介護予防サービスがあり、サービス量については、要介護（要支援）認定者数の伸びやこれまでの給付実績等を踏まえ設定しています。

居宅サービス

サービス種別/サービス量	単位	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
訪問介護	回/週	303,350	314,879	328,811
介護予防訪問介護	人/月	-	-	-
訪問入浴介護	回/週	1,809	1,892	1,991
介護予防訪問入浴介護	回/週	6	6	6
訪問看護	回/週	29,336	30,413	31,715
介護予防訪問看護	回/週	3,832	3,924	4,016
訪問リハビリテーション	回/週	7,860	8,160	8,527
介護予防訪問リハビリテーション	回/週	984	1,008	1,031
居宅療養管理指導	人/月	21,974	22,767	23,724
介護予防居宅療養管理指導	人/月	1,701	1,741	1,782
通所介護	回/週	44,515	45,728	47,168
介護予防通所介護	人/月	-	-	-
通所リハビリテーション	回/週	15,828	16,331	16,930
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2,623	2,685	2,748
短期入所生活介護	日/月	43,510	45,313	47,538
介護予防短期入所生活介護	日/月	260	266	266

サービス種別/サービス量	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
短期入所療養介護	日/月	6,976	7,257	7,620
介護予防短期入所療養介護	日/月	65	65	65
特定施設入居者生活介護	人/月	5,496	5,676	5,840
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	1,020	1,054	1,083
福祉用具貸与	人/月	47,142	48,735	50,632
介護予防福祉用具貸与	人/月	15,221	15,584	15,950
特定福祉用具購入費の支給	人/年	8,520	8,808	9,120
特定介護予防福祉用具購入費の支給	人/年	3,852	3,948	4,044
住宅改修費の支給	人/年	6,132	6,312	6,516
介護予防住宅改修費の支給	人/年	5,208	5,328	5,448
居宅介護支援	人/月	66,629	68,534	70,792
介護予防支援	人/月	18,566	19,009	19,455

介護予防訪問介護、介護予防通所介護については、「総合事業」に移行しています。

施設サービス

サービス種別/サービス量	単位	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設含む)	人/月	13,248	13,838	14,200
介護老人保健施設	人/月	7,696	8,050	8,050
介護医療院	人/月	0	57	57
介護療養型医療施設	人/月	458	279	279

地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近なところで提供するサービスです。このサービスについては、居宅サービスと同じく、要介護1から要介護5と認定された人が受ける地域密着型サービスと、要支援1、要支援2と認定された人が受ける地域密着型介護予防サービスがあります。

地域密着型サービス（介護予防含む）の目標量については、日常生活圏域ごとに定めることになっていますが、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）については、サービス目標量が少ないことから、市域全体を5ブロックに分けて設定しています。

サービス種別/サービス量	単位	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	435	454	473
夜間対応型訪問介護	人/月	143	150	157
地域密着型通所介護	回/週	23,911	24,565	25,333
認知症対応型通所介護	回/週	2,722	2,812	2,919
介護予防認知症対応型通所介護	回/週	13	13	13
小規模多機能型居宅介護	人/月	881	953	1,024
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	111	120	129
認知症対応型共同生活介護	人/月	3,966	4,200	4,436
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	10	11	11
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	150	150	179
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	318	396	483
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	人/月	227	247	267

図表 - 2 - 1 地域密着型サービスの整備エリアごとのサービス量

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			地域密着型通所介護		
	(単位：人/月)			(単位：人/月)			(単位：回/週)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	13	14	14	4	4	5	728	748	771
都島区	14	15	16	5	5	5	787	808	834
福島区	8	9	9	3	3	3	458	470	485
此花区	10	11	11	3	4	4	568	583	601
中央区	9	9	9	3	3	3	473	487	502
西区	8	8	8	3	3	3	424	435	449
港区	14	14	15	4	5	5	750	771	795
大正区	12	13	13	4	4	5	682	701	723
天王寺区	9	9	10	3	3	3	487	500	516
浪速区	9	9	9	3	3	3	478	492	507
西淀川区	14	14	15	5	5	5	762	783	807
淀川区	23	24	25	7	8	8	1,263	1,298	1,338
東淀川区	27	29	30	9	9	10	1,504	1,545	1,593
東成区	13	14	15	4	5	5	732	752	776
生野区	28	29	31	9	10	10	1,543	1,585	1,635
旭区	18	19	20	6	6	6	985	1,012	1,044
城東区	25	26	27	8	9	9	1,357	1,395	1,438
鶴見区	15	16	16	5	5	5	823	845	872
阿倍野区	18	19	20	6	6	6	986	1,013	1,044
住之江区	22	22	23	7	7	8	1,180	1,212	1,250
住吉区	29	30	32	10	10	11	1,604	1,648	1,699
東住吉区	27	28	29	9	9	10	1,487	1,527	1,575
平野区	36	38	39	12	12	13	1,981	2,035	2,099
西成区	34	35	37	11	12	12	1,869	1,920	1,980
合計	435	454	473	143	150	157	23,911	24,565	25,333

- 第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

	認知症対応型通所介護（単位：回／週）								
				認知症対応型通所介護			介護予防認知症対応型通所介護		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	83	86	89	83	86	89	0	0	0
都島区	91	93	97	90	92	96	1	1	1
福島区	52	54	56	52	54	56	0	0	0
此花区	65	67	69	65	67	69	0	0	0
中央区	54	56	58	54	56	58	0	0	0
西区	48	50	52	48	50	52	0	0	0
港区	85	88	92	85	88	92	0	0	0
大正区	78	80	83	78	80	83	0	0	0
天王寺区	55	57	60	55	57	60	0	0	0
浪速区	54	56	58	54	56	58	0	0	0
西淀川区	87	89	93	87	89	93	0	0	0
淀川区	145	149	155	144	148	154	1	1	1
東淀川区	172	178	185	171	177	184	1	1	1
東成区	83	86	89	83	86	89	0	0	0
生野区	177	182	189	176	181	188	1	1	1
旭区	113	117	121	112	116	120	1	1	1
城東区	156	161	167	155	160	166	1	1	1
鶴見区	95	98	101	94	97	100	1	1	1
阿倍野区	113	117	121	112	116	120	1	1	1
住之江区	135	140	145	134	139	144	1	1	1
住吉区	184	190	197	183	189	196	1	1	1
東住吉区	170	176	183	169	175	182	1	1	1
平野区	226	234	243	225	233	242	1	1	1
西成区	214	221	229	213	220	228	1	1	1
合計	2,735	2,825	2,932	2,722	2,812	2,919	13	13	13

	小規模多機能型居宅介護（単位：人／月）									認知症対応型共同生活介護（単位：人／月）								
				小規模多機能型 居宅介護			介護予防小規模 多機能型居宅介護						認知症対応型 共同生活介護			介護予防認知症 対応型共同生活介護		
	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度	平成30 年度	平成31 年度	平成32 年度
北区	24	29	35	21	26	31	3	3	4	71	100	128	71	100	128	0	0	0
都島区	31	36	39	28	32	35	3	4	4	168	168	170	167	167	169	1	1	1
福島区	12	17	20	11	15	18	1	2	2	64	75	86	64	75	86	0	0	0
此花区	44	44	44	39	39	39	5	5	5	87	98	109	87	98	109	0	0	0
中央区	22	24	25	20	21	22	2	3	3	79	87	95	79	87	95	0	0	0
西区	7	13	20	6	12	18	1	1	2	56	70	86	56	70	86	0	0	0
港区	32	34	36	28	30	32	4	4	4	96	113	130	96	113	130	0	0	0
大正区	46	46	46	41	41	41	5	5	5	103	113	123	103	113	123	0	0	0
天王寺区	22	24	25	20	21	22	2	3	3	71	80	89	71	80	89	0	0	0
浪速区	21	21	21	19	19	19	2	2	2	87	87	87	87	87	87	0	0	0
西淀川区	35	37	39	31	33	35	4	4	4	143	149	154	143	149	154	0	0	0
淀川区	41	51	61	36	45	54	5	6	7	238	248	258	237	247	257	1	1	1
東淀川区	79	79	79	70	70	70	9	9	9	271	273	274	270	272	273	1	1	1
東成区	26	29	33	23	26	29	3	3	4	135	136	137	135	136	137	0	0	0
生野区	96	96	95	85	85	84	11	11	11	327	327	327	326	326	326	1	1	1
旭区	37	40	43	33	36	38	4	4	5	111	133	155	111	133	155	0	0	0
城東区	44	54	64	39	48	57	5	6	7	192	221	251	191	220	250	1	1	1
鶴見区	42	42	43	37	37	38	5	5	5	109	128	146	109	128	146	0	0	0
阿倍野区	32	37	43	28	33	38	4	4	5	168	173	179	167	172	178	1	1	1
住之江区	39	46	54	35	41	48	4	5	6	151	179	207	151	178	206	0	1	1
住吉区	72	72	72	64	64	64	8	8	8	267	271	274	266	270	273	1	1	1
東住吉区	62	63	64	55	56	57	7	7	7	297	297	297	296	296	296	1	1	1
平野区	70	78	86	62	69	76	8	9	10	392	392	392	391	391	391	1	1	1
西成区	56	61	66	50	54	59	6	7	7	293	293	293	292	292	292	1	1	1
合計	992	1,073	1,153	881	953	1,024	111	120	129	3,976	4,211	4,447	3,966	4,200	4,436	10	11	11

- 第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

	地域密着型特定施設入居者 生活介護 (単位：人/月)			地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (単位：人/月)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区 都島区 淀川区 東淀川区 旭区	29	29	29	66	78	78
福島区 此花区 西区 港区 大正区 西淀川区	29	29	29	25	29	87
中央区 天王寺区 浪速区 東成区 生野区 城東区 鶴見区	24	24	53	71	84	113
住之江区 住吉区 西成区	21	21	21	49	58	58
阿倍野区 東住吉区 平野区	47	47	47	107	147	147
合計	150	150	179	318	396	483

	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (単位:人/月)		
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
北区	7	8	8
都島区	7	8	9
福島区	4	5	5
此花区	5	6	6
中央区	5	5	5
西区	4	4	5
港区	7	8	8
大正区	7	7	8
天王寺区	5	5	6
浪速区	5	5	5
西淀川区	7	8	9
淀川区	12	13	14
東淀川区	14	16	17
東成区	7	8	8
生野区	15	16	17
旭区	9	10	11
城東区	13	14	15
鶴見区	8	8	9
阿倍野区	9	10	11
住之江区	11	12	13
住吉区	15	17	18
東住吉区	14	15	17
平野区	19	20	22
西成区	18	19	21
合計	227	247	267

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

大阪市では、介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護は、平成 29（2017）年 4 月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）のサービスとしてそれぞれ 3 種類ずつの訪問型サービス、通所型サービスとして実施しています。

平成 30（2018）年度以降の総合事業のサービス利用者数については、前年度の実績見込みに要支援認定者数の伸び率を乗じて算出しています。

（延べ人数 / 年）

		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
訪問型サービス	介護予防型訪問サービス	261,576	248,412	236,772
	生活援助型訪問サービス	55,164	75,900	95,160
	サポート型訪問サービス	38	38	38
通所型サービス	介護予防型通所サービス	182,376	187,732	191,124
	短時間型通所サービス	2,400	2,460	2,520
	選択型通所サービス	576	588	600

○一般介護予防事業

- ・介護予防に資する住民主体の体操・運動等の通いの場の創出

大阪市では「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、必要な物品等貸し出しやリハビリテーション専門職等を派遣し支援しています。

平成 29（2017）年度から平成 33（2021）年度までの 5 年間で国の地域支援事業実施要綱に規定された「高齢者人口 1 万人につき概ね 10 か所程度」を達成できるように努めてまいります。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
通いの場の数（年間）	544 か所	614 か所	684 か所

- ・介護予防ポイント事業

高齢者が社会参加や地域貢献活動を通じて自身の介護予防を図ることを積極的に支援するため、平成 27（2015）年 10 月から本事業を開始しており、活動者は年々増加しています。

平成 30（2018）年度以降の活動者数は、これまでの実績等を踏まえ、さらに今後取り組む予定の活動施設や活動内容の充実による活動者数の増加を反映し推計しました。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
活動者数（年間）	1,710 人	2,487 人	3,400 人

2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者機能を強化し、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組みを推進することが重要であるとの観点から、平成 29（2017）年の法改正では、市町村の介護保険事業計画に、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護保険給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項」と「その目標に関する事項」を記載するとともに、その取組みの達成状況については、毎年度、調査・分析して、自己評価を行い、公表するよう努めることが定められました。

また、保険者の様々な取組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村等に対する財政的インセンティブを付与する仕組みを制度化していくことも定められました。

大阪市におきましては、取組みとその目標につきまして、次のとおり設定しています。

（1）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止等に資する取組みの推進

取組内容	第7期の目標
<在宅医療・介護連携の推進>	
各区の『在宅医療・介護連携推進会議』において、区役所が主体となって医療・介護関係者と協議し、課題整理・対応策の検討を行います。	区役所が主体的に会議を開催し、 すべての区において対応策の検討、具体化
各区の『在宅医療・介護連携相談支援室』において、医療と介護関係者からの相談を受け、地域包括支援センターでの『地域ケア会議』等区内の会議に参画し、情報 収集・共有 を行います。	すべての区において、情報収集・共有するために、地域の医療・介護に関する会議に参画
各区の『在宅医療・介護連携相談支援室』において、医療と介護関係者間で速やかな情報共有が行われるよう 既存の情報共有ツールを収集し、活用状況を確認しながら効果的なツールについて検討 します。	医療と介護の関係者が情報共有するためのツールの整備等の検討をすべての区において実施
各区の『在宅医療・介護連携相談支援室』において、 切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制の構築を進めます。	地域の実情に応じた切れ目のない在宅医療・介護サービス提供体制のニーズ・あり方について、すべての区において検討、具体化
多職種連携でのグループワークや医療側への介護の研修と介護側への医療の研修等により、在宅医療・介護連携の推進という同じ目的を共有するなど、 多職種連携を図ります。	医療・介護関係者の『多職種研修会』等をすべての区において開催
区の広報紙や回覧、老人会などの地域での集まり等を活用し、 地域住民の理解の促進を図ります。	地域住民に対して在宅医療や介護に関する理解促進のための普及啓発をすべての区において実施

取組内容	第7期の目標
< 地域包括支援センターの運営の充実 >	
(地域包括支援センターの資質の向上)	
<p>地域包括支援センター運営協議会において地域包括支援センターの事業の評価を行い、その結果に基づいた支援・指導を地域包括支援センターに対して行うことを通じて、地域包括支援センターの資質の向上を図ります。</p>	<p>事業実施基準()に基づく評価結果 目標値等: 全ての地域包括支援センターが全ての基準を満たす。 総合相談の実施状況や地域ケア会議の開催状況など、地域包括支援センターの事業の基本的な事項に関する評価基準</p>
(自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントの推進)	
<p>地域で活動する介護支援専門員が自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを推進できるよう支援することが重要であることから、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議の推進に取り組みます。</p>	<p>自立支援型地域ケア会議()の推進 目標値等: 各地域包括支援センターにおいて月1回以上実施 介護支援専門員による要支援者に係るケアプラン作成に関し、地域包括支援センターの専門職のほか多職種の連携による自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議</p>
< 認知症の方への支援 >	
(認知症サポーターの養成の推進)	
<p>社会全体で認知症の人を支える基盤として、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。</p>	<p>認知症サポーターの養成 目標値等: H32 年度末までに 24 万人を養成</p>
(認知症サポーターの活動の促進)	
<p>認知症サポーターが地域の中で活躍する機会の充実を図ることにより、認知症高齢者等の生活支援、社会参加支援、見守り体制の充実につながるよう取り組みます。</p>	<p>認知症サポーターが活動する場の創出、支援と活動のニーズのマッチングなどの実施により、認知症サポーターの活動の促進に取り組む。</p>
(認知症初期集中支援推進事業の推進)	
<p>早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制を構築し、認知症の人とその家族などの支援を包括的・集中的に行い、認知症の人の自立生活をサポートするため、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。</p>	<p>支援対象者の把握・支援件数 目標値等: 24 区で 2,400 件 / 年</p>

取組内容	第7期の目標
<介護予防の充実>	
<p>「いきいき百歳体操」等の介護予防に効果のある住民主体の体操・運動等の通いの場を、高齢者が徒歩で参加できる身近な場所で開催できるよう、「いきいき百歳体操」で使用するおもりやDVDなどの物品の貸し出し等を実施するとともに、リハビリテーション専門職の派遣による活動の場の立ち上げや継続のための支援を実施します。</p>	<p>平成 33(2021)年度末までに高齢者人口1万人につき概ね 10 か所程度の開催をめざし、毎年度、新規立ち上げ目標数を設定し、段階的に目標を達成する。</p> <p style="text-align: center;">H28 年度末(実績) 404 か所 H29 年度末(見込) 474 か所 H33 年度末(目標) 約 700 か所</p>
<p>社会参加や地域貢献活動を通じた介護予防活動を推進するため、介護予防ポイント事業に参加する高齢者の一層の増加をめざした取組みを推進します。</p>	<p>介護予防ポイント事業</p> <p style="text-align: center;">活動登録者数 H32 年度末(目標)8,102 名 活動者数 H32 年度末(目標)3,400 名</p>
<生活支援体制の基盤整備の推進>	
<p>生活支援コーディネーターが地域ごとのニーズや資源状況、課題などを把握し、その結果を協議体において報告し、情報共有・意見交換を行うとともに、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催するなど、地域に不足する資源の開発に向けて取り組みます。</p>	<p>地域資源の開発に向けて、生活支援コーディネーターによる地域の状況の把握や協議体における情報共有・意見交換の実施、生活支援コーディネーター同士の連携強化を図るための会議等を開催</p>
<p>生活支援コーディネーターが把握した既存の地域資源では対応が困難なニーズがあった場合には、協議体を通じて、不足する地域資源の開発を行います。</p>	<p>生活支援コーディネーターや協議体の活動を通じた地域資源の開発</p>
<介護支援専門員の質の向上>	
<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランが、利用者の自立を促すとともにニーズにそっているかを点検指導し、ケアプラン作成における問題点や課題を抽出、検証のうえ、結果を介護支援専門員へ周知することで、すべての居宅介護支援事業所に対して意識改善を図り、介護支援専門員の資質向上をめざします。</p>	<p>ケアマネスキルアップ事業</p> <p style="text-align: center;">参加事業所数 H30 年度 221 か所 H31 年度 227 か所 H32 年度 234 か所</p>

(2) 介護給付等に要する費用の適正化の推進

取組内容	第7期の目標
<p>国民健康保険団体連合会のデータから、近年増加が顕著なサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の入居者に対してケアプランを作成する割合の高い事業所などへ直接訪問し、ケアプランが「利用者の自由な選択を阻害していないか」、「真に必要なサービスが適切に位置づけられているか」をケアマネジャー（介護支援専門員）の同席のもと確認検証し、「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを支援します。</p>	<p>ケアプランチェック（居宅サービス計画） 訪問事業所数 H30年度 166 か所 H31年度 171 か所 H32年度 176 か所</p>
<p>国民健康保険団体連合会に業務を委託し、同連合会から保険者に対して提供される介護給付情報と医療給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認したうえで、疑義がある内容について、各事業者へ照会を行い、重複請求等請求の誤りが判明した場合は、返還を求めます。</p>	<p>介護給付と医療給付との支払実績突合点検(医療情報との突合) H30年度 6,607 件 H31年度 6,805 件 H32年度 7,009 件</p>
<p>高齢者向け賃貸住宅に介護サービスの必要な人を住まわせ、過剰または不適切な介護サービスを行うケースに対応するために、一つの住所において多くの利用者に介護保険のサービスを提供している訪問介護事業者や居宅介護支援事業者の状況を国民健康保険団体連合会のデータ等を活用して把握し、重点的な指導を行います。</p>	<p>一つの住所で10人以上の利用者に介護保険サービスを提供している訪問介護又は居宅介護支援事業者への実地指導数 H30年度 52 か所 H31年度 54 か所 H32年度 55 か所</p>
<p>公平・公正な要介護(要支援)認定を行うためには、適正な認定調査や審査判定を行う必要があることから、認定調査員等に対する研修を行うとともに、必要に応じ保健師の同行や手話通訳者等を派遣することにより的確な審査判定資料を作成し、全国一律の基準により審査・判定を行います。</p>	<p>認定調査員への研修等を行うことで、よりの確な審査判定資料の作成に努めるとともに、審査会運営のあり方等に課題がないか検討・検証するなど、要介護認定の平準化に向けた取組みの強化を行う。</p>

(3) その他

取組内容	第7期の目標
<p>介護サービス事業所に対する実地指導の一部委託化を推進し、実地指導の実施率の向上を図ると共に、市職員が虐待や不正請求等の重要案件に一層、重点的に取り組めるようにしていきます。</p>	<p>実地指導実施率 H30～32 各年度 16%以上</p>
<p>養介護施設従事者等に対しては、集団指導や実地指導、監査などの機会を通して、虐待防止や従事者の通報義務・職員のストレス対策について啓発を図るとともに、集団指導時に併せて、人権擁護に関する研修会を実施するなど高齢者虐待防止に関する研修等の取組みを進めます。</p> <p>また、高齢者の尊厳を傷つけるだけでなく、身体的機能の低下を引き起こすもとなりうる施設等における身体拘束についても、高齢者虐待として、引き続き養介護施設従事者の資質の向上や意識改革等による防止に向けた取組みを進めます。</p>	<p>虐待防止等に関する研修参加事業所数 H30年度 6,005 か所 H31年度 6,185 か所 H32年度 6,370 か所</p>
<p>大阪市社会福祉研修・情報センターにおける研修の実施など、介護サービス事業等の従事者の資質向上に取り組めます。</p> <p>また、福祉教材を活用した福祉教育の推進など、福祉に関する理解促進やイメージアップを図ります。</p>	<p>左記の具体的な取組みについて、第7期についても、引き続き取り組む。</p>
<p>介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、集団指導等において介護職員処遇改善加算の取得勧奨を行うなど取得促進に引き続き取り組めます。</p>	<p>処遇改善加算の取得率 H30年度 85.4% H31年度 85.8% H32年度 86.2%</p>